

令和6年度の新規事業等について

1. 在宅レスパイト・就労等支援事業(新規)

※令和6年10月より実施予定

(概要)医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児(者)又は医療的ケア児を介護する同居の家族等の休養や就労等を支援するため、一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師を派遣する。

- ①訪問時間 1回2時間～4時間までの30分単位
- ②年間利用上限時間 144時間(令和6年度は72時間)
- ③利用者負担 1割(所得に応じた負担軽減策あり)

2. 心身障害者の通院・通所訓練等交通費助成拡大事業(変更)

(概要)通院・通所訓練等交通費助成事業に、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象に加える。

3. 移動支援事業(変更)

(概要)利用できる内容に以下の3点を追加する。

- ①グループ利用できるようにする。
- ②1人で通学するための訓練に利用できるようにする。
- ③短期入所(ショートステイ)連泊の間に利用できるようにする。